

[eo電気]の提供条件について

本紙は、電気事業法および特定商取引に関する法律第5条もしくは第19条に基づく書面の一部となりますので、大切に保管してください。
以下の事項はeo電気のご利用にあたり重要となる事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

1. サービス概要について

(1) サービス名称およびサービス提供者

- サービス名称: eo電気
- サービス提供者: 関西電力株式会社 (小売電気事業者の登録番号 A0272)
株式会社オプテージ (電気小売取次事業者)

(2) 申し込みの条件

- eo電気は、次の条件を満たしている場合に限り、お申し込みいただけます。
 - eo電気の供給区域は次の地域とします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
 - すでに単相100ボルトまたは200ボルトの低圧で電気供給契約を小売電気事業者等と締結しているまたは締結できる状態であること。
 - eoのネットサービス*1をご契約中または同時申込をいただき、eoのネットサービス*1のご利用場所において、電灯または小型機器を使用されること。*2
 - 電灯または小型機器の総容量が原則として400ボルトアンペアをこえ、契約電力または契約設備電力が原則として50キロワット未満であること。
 - 契約形態が高圧一括受電でないこと。
 - オール電化プランKについては、総容量(入力)が原則として1キロボルトアンペア以上の料金表に定める電気式給湯設備等(以下、「電気式給湯設備等」といいます。)を使用する需要で、昼間時間(デイトタイム)以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。なお、オール電化プランKから他の契約種別への変更後、再びオール電化プランKに契約を変更する場合、当該他の契約種別への変更後1年以上経過していること。
 - eo電気取次供給条件(<https://support.eonet.jp/download/contract/>)に承諾いただけること。
 - eo電気をお申し込みできるのは、18歳以上とさせていただきます。
 - *1 eoのネットサービスには、eo光ネット・eo光シンプルプラン・eo光ネット(type N)を含みます。
 - *2 eo電気契約は1需要場所につき、1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。また、この需要場所については、供給地点特定番号で定められた場所といたします。
- ※現在ご契約されている料金メニューによっては、電気料金が上がることがありますので、検針票に記載の電気料金とご契約内容をよくご確認ください。

(3) 供給条件および料金表の変更

- 弊社は、eo電気取次供給条件(以下「供給条件」といいます。)および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、弊社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- 上記の場合、弊社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面(以下「契約締結前交付書面」といいます。)および電気事業法第2条の14に定める書面(以下「契約締結後交付書面」といいます。)の交付に代えて、電子メールの送信または弊社の指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法(以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフトおよびAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト等を必要とします。)等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

- eo電気の供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(5) 契約電力および接続供給電力の算定

- eo電気の契約電力*1は50キロワット未満となります。
 - *1 契約上利用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(6) 申し込み方法

- eo電気のお申し込みをされる場合は、供給条件(<https://support.eonet.jp/download/contract/>)に承諾のうえ、弊社所定の方法によりお申し込みしていただきます。なお、供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが弊社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ弊社および関西電力株式会社(以下「関西電力」といいます。)が通知することがあります。
- eo電気のお申し込み時にお客さまが契約している小売電気事業者等(以下、旧小売電気事業者等といいます。)との契約は、関西電力で解約手続きを代行いたします。当該解約手続きの代行に対して、旧小売電気事業者等が当該解約を承諾した場合、旧小売電気事業者等との契約は解除されます。
 - ※旧小売電気事業者等との解約に伴い、以下の事項等の不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。
 - 旧小売電気事業者等との契約に利用期間等の制約がある場合の解約精算金等の発生
 - 旧小売電気事業者等の発行ポイントの失効
 - 継続利用割引が適用されている場合の継続利用期間のクリア
 - 過去の電気使用量の旧小売電気事業者等への照会不可

(7) 需給契約の成立および契約期間

- eo電気の需給契約は、弊社がお申し込みを承諾した時点、なお、旧小売電気事業者等とお客さまの間に既存の電気供給契約が存在する場合は、弊社が申し込みを承諾し、かつ当該電気供給契約の解約がなされた時点で成立いたします。
- 契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。契約期間満了に先だって、お客さままたは弊社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、弊社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、電子交付によりお客さまにお知らせし、供給条件および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の契約更新年月日、供給地点特定番号ならびに弊社および関西電力の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子交付によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(8) 供給の開始

- 弊社は、お客さまからのeo電気のお申し込みを承諾したときは、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち関西電力が電気を供給いたします。
 - なお、弊社は、天候、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

(9) その他

- 「オール電化プランK」については、ご利用されている機器(夜間蓄熱式機器または貯湯式電気温水器および貯湯式給湯機能と床暖房等の機能を合わせて有する貯湯式温水器等の機器で弊社が認めない機器を除く)の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- 「再エネプランK」については、ご使用いただく電気(LNGや石炭火力等を含む電源から調達した電気)に再生可能エネルギー指定の非化石証書を付加することで、実質再生可能エネルギー100%の価値を有したCO2フリーの電気を実現します。
 - 電源構成比率、非化石証書の使用状況等については、弊社ホームページ(<https://eonet.jp/service/denki/renewable/>)をご確認ください。

2. 電気料金の算定および料金のお支払い

(1) 使用電力量の算定

●使用電力量は、お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般送配電事業者等が定める託送約款等に定める30分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお、託送約款等に定める記録型等計量器以外で計量する場合の、30分ごとの接続供給電力量は、料金の算定期間に計量された接続供給電力量を均等に配分した値といたします。また、計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、当該一般送配電事業者等と弊社および関西電力との協議によって定めます。

(2) 検針日および料金の算定期間

●検針は、お客さまごとに弊社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

なお、弊社は関西電力が当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を弊社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

●料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。

ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更等があった場合の料金は、使用日数に応じて日割計算いたします。

(3) 最大使用電力の算定

●料金算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定める30分ごとの接続供給電力量（30分ごとに計量された電力量）を2倍した値の最大値といたします。なお、計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と弊社および関西電力との協議によって定めます。

(4) 契約負荷設備

●契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約電力

●各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、料金表によって受けた電気の供給とみなします。なお、託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力は、供給条件および料金表に準じて定めた値とすることがあります。

(6) 電気料金

●電気料金は、基本料金*1もしくは最低料金*2、電力量料金、燃料費調整額*3、環境価値料金*4および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

*1 オール電化プランKおよびシンプルプランKのみが対象です。

*2 スタンダードプランKおよび再エネプランKのみが対象です。

*3 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

*4 再エネプランKのみが対象です。

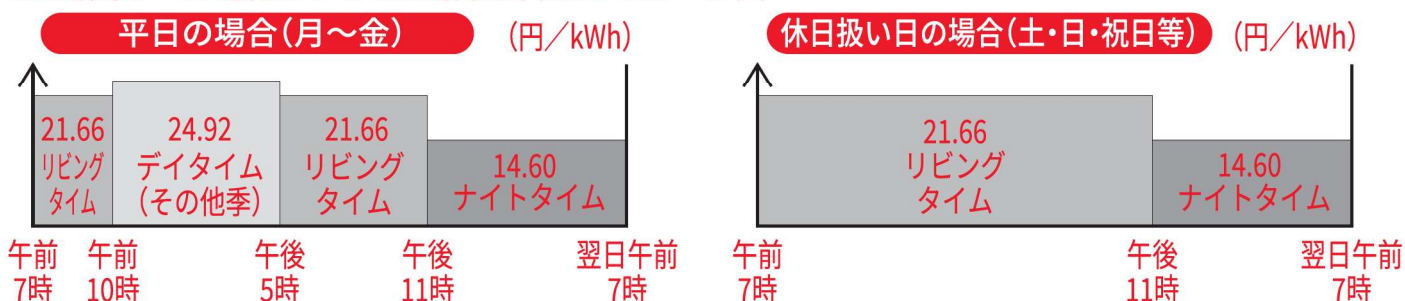
区 分		単位	eo電気スタンダードプランK	
電気使用料金	最低料金	1契約	最初の15kWhまで	518.25円
	電力量料金	1kWh	15kWh超過120kWhまで	20.01円
			120kWh超過300kWhまで	25.35円
			300kWh超過分	28.30円
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	燃料費調整額	1kWh	燃料費調整額は燃料費調整単価と1カ月のご使用量に乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格（27,100円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定されます。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)	
	再生可能エネルギー 発電促進賦課金	1kWh	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)	

[eo電気]の提供条件について

区 分		単位	eo電気シンプルプランK
電気使用料金	基本料金	1契約	1,856.52円
	電力量料金	1kWh	23.28円
	燃料費調整額	1kWh	燃料費調整額は燃料費調整単価と1カ月のご使用量に乗じたものいたします。燃料費調整単価は基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定されます。なお、燃料費調整単価は毎月変動し上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)
再生可能エネルギー発電促進賦課金		1kWh	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)

区 分		単位	eo電気オール電化プランK	
電気使用料金	基本料金	最初の10kWまで	1契約	2,288.93円
		10kWをこえる1kWにつき	1kW	396.09円
	電力量料金	デイトタイム(夏季)	1kWh	27.42円
		デイトタイム(その他季)	1kWh	24.92円
		リビングタイム	1kWh	21.66円
		ナイトタイム	1kWh	14.60円
	燃料費調整額		1kWh	燃料費調整額は燃料費調整単価と1カ月のご使用量に乗じたものいたします。燃料費調整単価は基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定されます。なお、燃料費調整単価は毎月変動し上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)
再生可能エネルギー発電促進賦課金		1kWh	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)	

eo電気オール電化プランKの電力量料金のイメージ図



- オール電化プランKの季節区分は、次のとおりいたします。
 - 夏季: 毎年7月1日から9月30日までの期間とし、それ以外を「その他季」とします。
- オール電化プランKの時間帯区分は、次のとおりいたします。
 - デイトタイム
 - 休日扱い日に定める日以外の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。
 - リビングタイム
 - 休日扱い日に定める日以外の午前7時～午前10時および午後5時～午後11時の時間ならびに休日扱い日の午前7時～午後11時の時間をいいます。
 - なお、休日扱い日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。
 - ナイトタイム
 - 毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。
- オール電化プランKで電気を全く使用されない(使用量が0kWh)場合の基本料金は半額いたします。

区 分		単位	eo電気再エネプランK
電気使用料金	最低料金	最初の15kWh まで	1契約 518.25円
	電力量料金	15kWh超過120kWhまで	20.01円
		120kWh超過300kWhまで	25.35円
		300kWh超過分	28.30円
	燃料費調整額	1kWh	燃料費調整額は燃料費調整単価と1カ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定されます。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)
環境価値料金		1kWh	2.00円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		1kWh	再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。 (https://eonet.jp/service/denki/charge/fuel_re.html)

(7) 事務手数料(各プラン共通)

料金種別	単位	料金額
契約内容通知書再発行手数料	送付ごとに	283円
請求書等発行手数料	送付ごとに	440円
料金明細類発行手数料	送付ごとに	220円

(8) 料金のお支払い

- 弊社がお客さまにeo光ネット等のeoサービスを提供している場合には、当該eoサービスの利用料金と、電気料金とを合算してお客さまに請求いたします。ただし、お支払方法のご登録が遅れた場合、請求書でのお支払いとなり、請求書等発行手数料(440円/通)が必要となりますのでお早めにお手続きください。なお、請求書でのお支払いに伴う振込手数料はお客さまにてご負担いただきます。
- お支払いは、クレジットカード払い(デビットカード、プリペイドカードはご登録いただけない場合がございます)、金融機関の預金口座振替または、ゆうちょ銀行自動払い込みのみとなります。なお、eoのネットサービスをご利用の方は、ご利用中の支払い方法に限らせていただきます。
- 料金のご請求は、検針月の翌々月となります。また、口座振替をご選択の場合、そのお申し込みのタイミングによっては、初回ご請求分(初期費用を含みます)と次月ご請求分を合算して口座からお引き落としとなる場合がございます。ただし、一般送配電事業者から弊社への検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じた場合は、さらに翌月の料金請求時に合算して請求させていただくことがあります。
- 毎月の電気料金と電気使用量はeoマイページ(<https://mypage.eonet.jp/>)でお知らせいたします。
- 弊社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、供給条件(<https://support.eonet.jp/download/contract/>)に従い、延滞利息の請求や、契約を解除させていただくことがあります。ご契約中または過去にご契約のあった弊社サービス(eo電気以外を含みます)のうち、いずれかについてご利用料金等の支払いがない場合は、全ての契約について併せて利用停止または契約を解除させていただくことがあります。

(9) 違約金

- お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、弊社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき
 - その他供給条件および料金表に反した場合
- 免れた金額は、電気特定小売供給約款、供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間が確認できない場合は、弊社が決定した期間といたします。

[eo電気]の提供条件について

3. 解約および変更手続き

(1) 需給契約の消滅

- お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、弊社に通知していただきます。当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
需給契約は、お客さまが弊社に通知された後、関西電力が弊社から当該通知を受けた廃止期日に消滅いたします。

(2) 解約について

- 弊社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当する場合には、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは弊社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済していただきます。
 - お客さまが供給条件によって電気の供給を停止された場合で弊社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - お客さまが料金を支払期日から相当の期間を経過してなお支払われない場合
 - お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日から相当の期間を経過してなお支払われない場合
 - 供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他この供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合お客さまがその他この供給条件および料金表に反した場合には、弊社は、需給契約を解約することがあります。
- 上記により解約する場合、弊社は、あらかじめ解除日を明示し、その旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - お客さまが、供給条件による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、弊社、関西電力および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
 - 弊社が、第三者より、お客さまが電気を使用しておらず、かつ解約の通知をすることが困難な状況にあるとの情報、または、お客さまが死亡したとの情報を受け、弊社が当該事実を確認できた場合には、お客さまと弊社との需給契約を解約することができるものとします。

(3) お申し込み内容その他変更手続き

- 供給条件に定める名義の変更による需給契約の変更を除き、お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「1. サービス概要について」に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- 弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の変更新月日、供給地点特定番号ならびに弊社および関西電力の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、書面交付または、電子交付によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- プラン変更および引越し等は弊社ホームページおよび電話にて受け付けます。ただし、名義変更は電話でのみ受け付けます。
- 料金プランの変更は、変更のお申し込みを弊社および関西電力が確認して以降、最初の検針日から適用します。また、料金プランの再変更は、変更後プランの適用開始日以降にお申し込みいただけます。
- スタンダードプランK「シンプルプランK」「オール電化プランK」「再エネプランK」については、このプランを適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約プランに変更することができません。

(4) キャンセルについて

- お客さまの都合によりお申し込みを取り止める場合は、需給契約の成立までにその旨を弊社まで連絡していただきます。

(5) 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

- 供給条件にもとづき、弊社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

4. 個人情報の利用目的について

弊社は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定める事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、ホームページのプライバシーポリシー(<https://optage.co.jp/privacy/>)をご参照ください。

5. 託送供給等約款に基づく遵守事項

以下に記載の事項のほか、当該一般送配電事業者等が定める託送約款等(<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/agreement/notification.html>)を弊社が遵守するために必要な事項について、お客さまおよびeo電気契約に基づき電気を使用されるお客さま(以下、利用者という)が遵守することを承諾いただきます。

(1) 電気設備に関する技術基準、法令等の遵守

- お客さままたは利用者が電気設備を使用するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等を遵守していただきます。

(2) 力率の保持

- お客さままたは利用者の電気設備の負荷の力率は、原則として90パーセント以上に保持していただきます。

(3) 供給準備その他必要な手続きのための協力

- 当該一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

(4) 当該一般送配電事業者等からの連絡

- 工事等に関して当該一般送配電事業者等からお客さままたは利用者へ直接連絡する場合があります。

(5) 需要場所への立入りによる業務の実施

- 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さままたは利用者の承諾をえてお客さままたは利用者の土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(6) 保護装置の設置等の対策

- お客さままたは利用者が他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さままたは利用者の負担で、必要な調整装置または保護装置を施設していただく等の対策を講じていただきます。また、特に必要がある場合には、お客さままたは利用者の負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

(7) 保安等に対する協力

- 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さままたは利用者からすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - お客さままたは利用者が、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - お客さままたは利用者が、お客さままたは利用者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- お客さままたは利用者が、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- お客さままたは利用者が、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さままたは利用者にもその内容の変更をしていただくことがあります。

(8) 調査に対する協力

- 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等で定めるところにより、お客さままたは利用者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうか調査します。調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さままたは利用者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

(9) 当該一般送配電事業者等による供給の中止、使用制限または中止

- 託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等は供給時間中に電気の供給を中止し、お客さまに電気の使用を制限もしくは中止していただくことがあります。電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが弊社および関西電力の責めとならない理由によるものであるときには、弊社および関西電力は、お客さままたは利用者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(10) 工事費等の負担

- 関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さままたは利用者への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、弊社または関西電力は、その金額を原則として工事着手前にお客さままたは利用者から申し受けます。
- 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、弊社または関西電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- 託送約款等に定めるところにより、弊社または関西電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さままたは利用者の所有とし、お客さままたは利用者の負担で施設し、または取り付けていただきます。
- お客さままたは利用者の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、弊社または関西電力は、その金額をお客さままたは利用者から申し受けます。

(11) 需給契約消滅後の債権債務関係

- 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

(12) 損害賠償の免責

- 弊社および関西電力または当該一般送配電事業者等に故意または過失がある場合を除き、弊社および関西電力または当該一般送配電事業者等は、お客さままたは利用者が漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

(13) 設備の賠償

- お客さままたは利用者が故意または過失によって、その需要場所内の弊社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - 修理可能な場合
修理費
 - 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- お客さままたは利用者が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、弊社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、弊社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

6. クーリングオフについて

1. 弊社または弊社の委託先から訪問販売または電話勧誘販売で、eO電気のお申し込みをされたお客さまは、弊社からお客さまにお送りする「eO電気契約内容通知書」の到着日を含む8日を経過するまでは、書面または電磁的記録*により無条件にそのお申し込みの撤回（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。ただし、通信販売でお申し込みをされたお客さまは、クーリングオフができません。
2. クーリングオフの効力は、弊社にクーリングオフの書面または電磁的記録が提出されたとき（郵便で発送された消印日付、電磁的記録の場合は送信日付）から生じます。
3. この場合、お客さまは損害賠償などを支払う必要はなく、既に支払った金銭がある場合は速やかにその金額の返還を受けることができます。
*書面の場合はハガキなどにクーリングオフの対象とするサービスについて次の必要事項をご記入の上、弊社まで郵送してください。（簡易書留扱いが確実です。）電磁的記録の場合は以下のお問い合わせフォームよりクーリングオフの対象とするサービスについて、次の必要事項をご記入の上、ご連絡ください。

【必要事項】①サービスお申し込み日（その契約が成立しているときはその締結日）

②サービス名③撤回などの旨

【書面送付先】〒530-8780 日本郵便株式会社 大阪北郵便局 私書箱75号
株式会社オプテージ お客さまサポートセンター

【お問い合わせフォーム】<https://support.eonet.jp/e/inquiry/>

特定商取引法に基づく売買契約のお申し込みまたは契約締結における営業責任者 橋本 俊明

○本提供条件に記載のない事項についてはeO電気取次供給条件 (<https://support.eonet.jp/download/contract/>) によるものといたします。

※記載内容は2026年1月13日時点のものです。

※記載の価格は税抜記載のあるものを除き税込みです。

※一般送配電事業者とは、一般送配電事業を営むことについて電気事業法第三条の許可を受けた事業者をいい、関西地域においては関西電力送配電が該当します。

※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合がございます。

※サービス名・会社名等は、各社の商標または登録商標です。

○「1. (3) 供給条件および料金表の変更」、「1. (7) 需給契約の成立および契約期間」、「3. (3) お申し込み内容その他変更手続き」における契約締結前後の供給条件の説明および書面の交付について、電子メールの送信またはインターネットを通じた閲覧に供する方法で行います。

なお、書面の交付を希望する場合は弊社までご連絡ください。

小売電気事業者：関西電力株式会社

代表者：森望

所在地：〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

登録番号：A0272

お問い合わせ先 受付時間：9:00～18:00（土・日・祝を除く）

通話料
無料 **0800-777-8810**

※一部IP電話等からは、ご利用できない場合があります。

その場合は、**06-7506-9594**（通話料有料）へおかけください。

※電話番号をよくお確かめのうえ、お間違いないようおかけください。

ホームページ <https://www.kepco.co.jp/>

電気小売取次事業者：株式会社オプテージ

代表者：名部 正彦

所在地：〒540-8622 大阪市中央区城見2丁目1番5号 オプテージビル

お問い合わせ先 〈eOサポートダイヤル〉受付時間：9:00～18:00（年中無休）

通話料
無料 **0120-914-755** (eO光電話、固定電話、携帯電話でご利用いただけます。)

※一部IP電話等からは、ご利用できない場合があります。

その場合は、**06-7507-1588**（通話料有料）へおかけください。

※電話番号をよくお確かめのうえ、お間違いないようおかけください。

※お問い合わせいただきました内容は、お問い合わせ内容を正確に把握するため、

また、サービス向上のため、録音させていただいております。

ホームページ <https://eonet.jp/service/denki/>